

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県深谷市田谷戸森前十一番一の一部）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三 講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別図

